

阿賀野市規則第 2 0 号

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則

阿賀野市財務規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 1 2 9 条、第 1 3 0 条関係）

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	2 0 0 万円
2 財産の買入れ	1 5 0 万円
3 物件の借入れ	8 0 万円
4 財産の売払い	5 0 万円
5 物件の貸付け	3 0 万円
6 1 から 5 まで以外のもの	1 0 0 万円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市財務規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。